

環境影響評価法の一部改正を踏まえた本県における制度のあり方について

I 計画段階配慮手続について

1 背景・現状

- 現行制度は、既に事業の枠組みが決定された段階で環境影響評価の手続を開始するため、より適正な環境配慮を行うための計画見直しなどの柔軟な対応が困難な場合がある。
- このような課題に対しては、事業のより早期の段階において環境配慮を検討し、適切な計画を立案しておくことが重要である。
- このため、改正法においては、対象事業に関する位置、規模等の計画の立案の段階において環境に配慮すべき事項（計画段階配慮事項）について検討し、その検討の結果についてまとめた配慮書を作成する制度を創設し、その結果を踏まえ方法書以降の手続を行うことが明確にされた。
- 本県の制度においては、事業特性の把握に当たって、「対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握する」とともに、方法書、準備書及び評価書の作成に当たって、「対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにする」よう求めている〔環境影響評価指針〕。
- さらに、「環境配慮型事業の推進に関するガイドライン」（平成13年3月・愛知県）を作成し、事業計画の検討結果を方法書に記載するよう指導しているが、いずれも強制力はなく、また、外部の意見を聴く仕組みはない。

2 課題

- 事業のより早期の段階で環境に配慮した計画を立案するため、改正法に準じた配慮書手続を条例に導入するにあたっては、次の検討項目が考えられる。
  - ① 検討の実施時期
  - ② 対象とする事業・実施主体
  - ③ 調査・予測手法
  - ④ 評価手法：複数案の検討の考え方
  - ⑤ 手続の仕組：配慮書の公表方法、住民・市町村長・知事（環境影響評価審査会）の役割
  - ⑥ 結果の反映方法

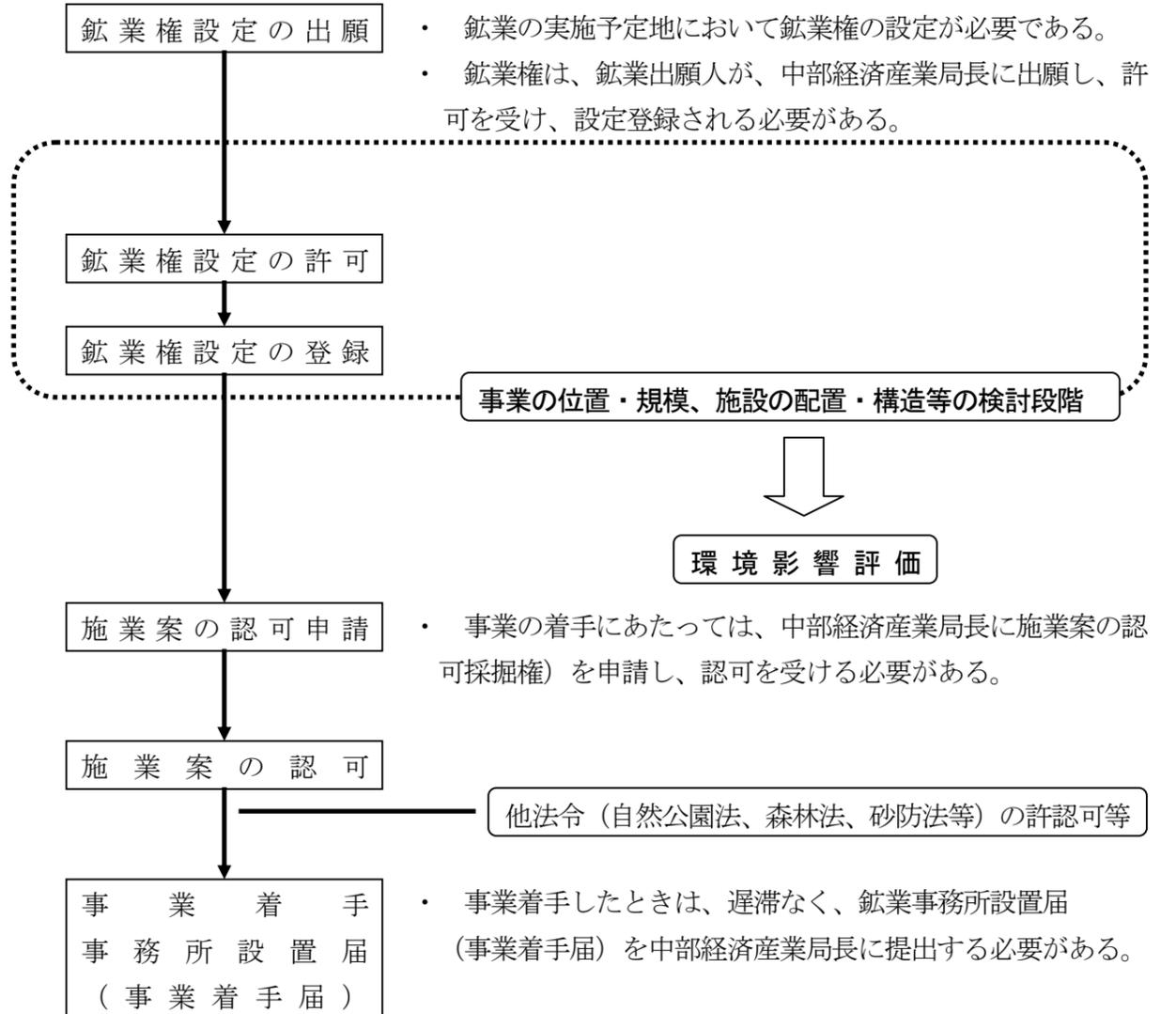
3 対応（案）

① 検討の実施時期

- 対象とする検討の実施時期については、改正法に同じく、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模や、施設の配置、構造等の検討段階とすることが適当である。

< 例 > 参考資料3 主な事業種における計画フロー等の概要  
 （環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会（第3回） 資料3-3）

< 例 > 鉱物の掘採の事業



### 3 対応（案）

#### ② 対象とする事業・実施主体

##### <対象とする事業>

- 検討の実施時期は、方法書の作成前の段階、即ち、個別事業の計画・実施段階前の段階であり、この検討結果がその後の環境影響評価に反映されることとなる。
- 改正法においては、公共・民間を問わず第一種事業相当の事業がすべて対象とされたことを踏まえれば、条例の対象事業相当の事業をすべて対象とすることが適当である。

##### <法の第二種事業相当の事業の取扱>

- 環境省は、法に基づく配慮書の手続を行わないと判断した第二種事業を行おうとする事業者に対し、条例により配慮書手続を課すことは、法に抵触することにならないと整理した。
- このため、法の第二種事業であって、スクリーニングの結果法の手続が不要とされた事業を条例の対象事業としていることを踏まえると、法に基づく配慮書手続を行わないこととした第二種事業についても、条例による配慮書手続を課すことが適当である。
- なお、現行条例において、「対象事業が実施されるべき区域が、名古屋市の区域内に限られるときは、当該対象事業については、この条例の規定は適用しない。」としていることからすると、配慮書の対象となる事業についても、その事業実施想定区域が名古屋市の区域内に限られるときは、条例の規定を適用しないこととすることが適当である。

##### <実施主体>

- また、実施主体については、改正法において、事業の実施場所に限らず、施設の構造、配置等の様々な要素についての複数案が検討できるよう、柔軟な制度にすることで、公共事業だけではなく民間も含めた事業の計画策定者とされたことから、条例においても、同様に取り扱うことが適当である。

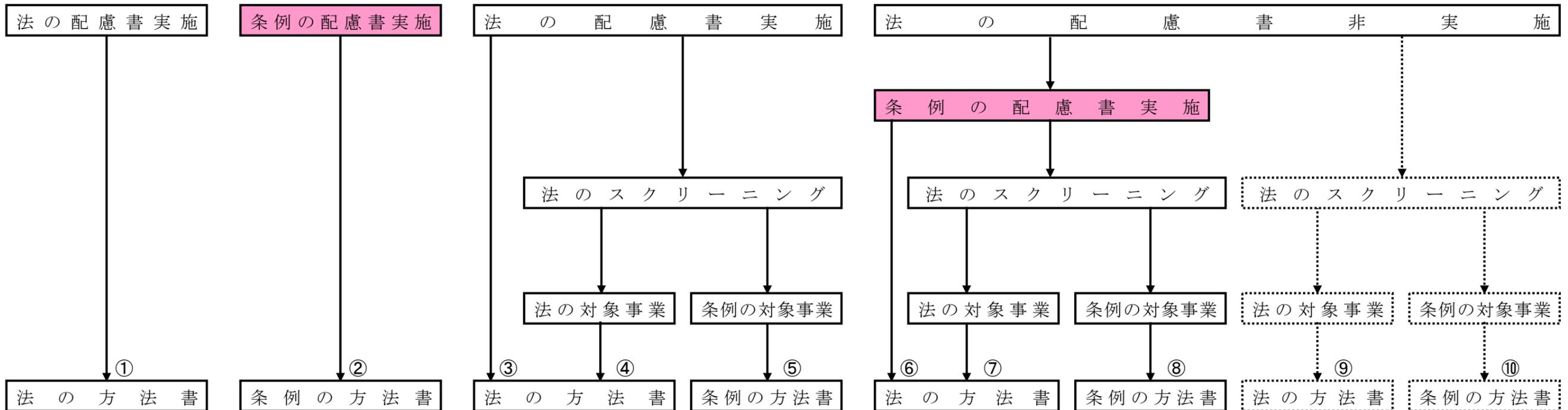
#### < 配慮書手続の条例への導入パターンについて >

法の第一種事業（義務）

条例の対象事業（義務）

法の第二種事業（任意）

（法のスクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業は条例対象事業となる。）



## <参 考>

### ○ 条例における市町村との関係に関する規定

※ (市町村との関係) <参考資料1 177~178頁>

条例第39条 県は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、市町村と常に密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めるものとする。

2 対象事業が実施されるべき区域が、環境影響評価及び事後調査に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村 (以下「指定市町村」という。) の区域内に限られるときは、当該対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に当該指定市町村の区域に属しない地域が含まれていると認められるときは、知事は、当該地域に係る環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該指定市町村の長と協議するものとする。

4 第2項の場合において、知事は、当該対象事業について、指定市町村の長に対し、同項の規則で定める条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続に関し、必要に応じて助言するものとする。

5 対象事業が実施されるべき区域に、指定市町村の区域に属する地域と当該指定市町村以外の市町村の区域に属する地域が含まれるときは、知事は、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、この条例の規定にかかわらず、当該指定市町村の長と協議して定めるものとする。

※ (条例第39条第2項の規則で定める条例) <参考資料1 192頁>

条例施行規則第42条 条例第39条第2項の規則で定める条例は、名古屋市環境影響評価条例(平成10年名古屋市条例第40号)とする。

### 3 対応(案)

#### ③ 調査・予測手法

- 配慮書における調査・予測の手法については、その後の環境影響評価の中で詳細な調査・予測が行われることを踏まえれば、計画熟度の低いこの段階では、既存資料を基に実施することで足り得るものと考えられる。
- ただし、既存資料では必要な情報が十分得られないなどの場合には、必要に応じて、現地調査等を実施する必要があるものと考えられる。
- こうした方向性の下、具体的な手法については環境影響評価指針において整理する必要がある。

### < 環境影響評価法に基づく基本的事項における検討の方向性 >

参考資料4 計画段階配慮手続に関する主な論点ごとの方向性(委員長案) 5頁~10頁  
(環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会(第6回) 資料5)

### 3 対応(案)

#### ④ 評価手法

- 改正法の趣旨から考えると、原則、複数案を対象に比較評価を行うことが適当である。複数案が設定できない場合においては、その理由を明らかにする必要がある。
- 複数案は、対象とする事業の実施主体や内容の特性等に応じ、事業の位置のほか、規模または施設の配置、構造等の様々な要素について検討ができるような柔軟な制度とすることが適当である。
- 複数案の比較評価は、環境面の影響のみを行うことが適当である。なお、事業計画の絞り込み・決定にあたっては、社会面、経済面等を含め、総合的に判断されることとなる。
- こうした方向性の下、具体の評価手法については、環境影響評価指針において整理する必要がある。

### < 環境影響評価法に基づく基本的事項における検討の方向性 >

参考資料4 計画段階配慮手続に関する主な論点ごとの方向性(委員長案)

2~4頁 10・11頁 18・19頁

(環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会(第6回) 資料5)

3 対応（案）

⑤ 手続の仕組

<意見聴取>

- 配慮書段階において、県民等からの意見を聴取することは、方法書・準備書段階と同様、地域の有益な環境情報の収集に資するものである。
- 意見聴取の時期については、配慮書の作成前に事業情報を公開して意見を求めることで、事業の円滑な実施につながる場合もあることから、その時期は、配慮書の公表前（配慮書案段階）または公表後（配慮書段階）のいずれかを事業者が選択できるようにすることが適当である。
- こうした方向性の下、意見聴取方法については、環境影響評価指針において整理する必要がある。

<知事の関与>

- 環境の保全のための配慮事項の検討が適切になされているかを確認するため、知事が、事業実施想定区域を管轄する市町村長や、環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、意見を述べるができる制度とすることが適当である。

<送付・公表>

- 配慮書を作成したときは、配慮書及びその要約書を速やかに知事に送付することが適当である。また、広く周知するため、公告・縦覧するとともに、事業者のウェブサイトへの掲載による公表を義務付けることが適当である。

<改正法における手続と条例における対応（案）>

	改正法	条例における対応（案）
配慮書の作成主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一種事業を実施しようとする者（義務）</li> <li>○ 第二種事業を実施しようとする者（任意）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象事業を実施しようとする者</li> <li>○ 法の第二種事業を行おうとする事業者であって、法に基づく配慮書の手続を行わないと判断し、法のスクリーニング以降の手続に移行しようとする者</li> </ul>
配慮書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所</li> <li>② 第一種事業の目的及び内容</li> <li>③ 事業実施想定区域及びその周囲の概況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象事業（法の第二種事業）を実施しようとする者の氏名及び住所</li> <li>② 対象事業（法の第二種事業）の目的及び内容</li> <li>③ 事業実施想定区域及びその周囲の概況</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの</li> <li>⑤ その他環境省令で定める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの</li> <li>⑤ その他規則で定める事項</li> </ul>
配慮書の送付先	<p>主務大臣</p> <p>主務大臣は、環境大臣に意見聴取（義務）</p>	<p>知事・事業実施想定区域を管轄する市町村長</p> <p>知事は、事業実施想定区域を管轄する市町村長に意見聴取（義務）</p>
公表するもの	配慮書及びこれを要約した書類	配慮書及びこれを要約した書類
公表期間	未定	1月間
配慮書についての意見の聴取	第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。	対象事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。
主務大臣の意見 知事の意見	主務大臣は、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができる。（環境大臣の意見を勘案）	知事は、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。（市町村長の意見を勘案・環境影響評価審査会の意見を聴取）〔法の第一種事業に準用〕
方法書の記載事項（配慮書関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの</li> <li>② 配慮書についての主務大臣の意見</li> <li>③ 主務大臣の意見についての事業者の見解</li> <li>④ その他環境省令で定める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの</li> <li>② 配慮書についての知事の意見</li> <li>③ 知事の意見についての事業者の見解</li> <li>④ その他規則で定める事項</li> </ul>

### 3 対応(案)

#### ⑥ 結果の反映方法

- 配慮書についての知事の意見とそれに対する事業者の見解、配慮書段階において聴取した意見の概要とそれに対する事業者の見解について、方法書において記載することが適当である。
- 配慮書段階における複数案の比較評価後の検討経緯については、方法書において記載することが適当である。
- こうした方向性の下、配慮書手続の結果の反映方法について、環境影響評価指針においても整理しておく必要がある。

#### < 環境影響評価法に基づく基本的事項における検討の方向性 >

参考資料4 計画段階配慮手続に関する主な論点ごとの方向性(委員長案) 16頁  
(環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会(第6回) 資料5)

#### < 参 考 >

- 戦略的環境アセスメント(SEA)  
個別の事業の実施に枠組を与えることとなる上位計画や政策を対象とする環境影響評価
- 「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」(SEAガイドライン)  
環境省において、現行の環境影響評価制度を念頭に置き、平成19年に、事業の位置・規模等の検討段階のものについてのSEAの共通的な手続等が示された。
- 中央環境審議会答申(平成22年2月)  
「将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要がある。」
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成23年4月 衆議院環境委員会)  
「より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。」
- 愛知県環境審議会答申(平成10年7月)  
「上位計画・政策は、個別の事業に関する方向性を与えるものであり、こうした段階における環境への配慮は地域の環境を保全する上で重要である。」「県において今後積極的にその手法の検討を進める必要がある。」
- 環境配慮型事業の推進に関するガイドライン(平成13年3月)
  - < 目 的 > 事業の構想計画段階における環境影響の回避・低減に関する自主的な検討により、環境保全に配慮した適切な事業計画の立案に資する
  - < 適用事業 > 法及び条例の対象事業
  - < 適用時期 > 環境影響評価手続に入る前の事業を計画する時点
    - ・ 事業の基本的構想段階(事業位置、区域及び内容をスクリーニング)
    - ・ 基本計画段階(概ねの位置及び区域を定めて土地利用、施設配置等の事業内容を精査)
  - < 検討結果 > 方法書に記載

## Ⅱ 方法書の周知方法（説明会の開催・要約書の作成）について

### 1 背景・現状

- 準備書は、内容が詳細、専門的かつ大部にわたるものであることから、事業者に対して準備書の縦覧期間内に、説明会の開催を義務付けている。
- 準備書・評価書については、必ずしも専門的知識を有しない者にもその内容をわかりやすく周知する必要があるため、要約書等の作成を義務付けている。
- 一方、方法書は、内容も簡易であり分量も多くないこと、環境影響評価の実施前であって事業の環境影響も明らかとなっていないことから、説明会の開催や、要約書の作成を義務付けていなかった。
- しかし、実際には、専門的で分量も多くなってきたことから、その内容について理解を深めていただくために、方法書段階において説明会を開催したり、その要約書を作成する事業者が多くなってきた。
- こうしたことから、改正法において、事業者に対し、方法書段階における説明会の開催や、その要約書の作成が義務付けられた。

### 2 課題

- 方法書は、環境影響評価の実施前であって事業の環境影響も明らかとなっていないという状況には変わりはないものの、専門的で分量も多くなったことから、環境影響評価手続を円滑に進めるため、条例の対象事業についても、方法書の記載事項をよりわかりやすく周知するための制度を構築する必要がある。

### 3 対応（案）

- 分量が多く、専門的な内容となった方法書への理解を深めるため、方法書段階における説明会の開催や、要約書の作成を義務付けることが適当である。
- 方法書段階における説明会については、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において開催することとするなど、その開催方法は、準備書段階における説明会と同様とすることが適当である。

## <参 考>

### ○ 改正法における方法書説明会の開催等に関する規定

#### ※ （説明会の開催等）

法第7条の2 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条第1項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第6条第1項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

#### ※ （方法書説明会の開催）

法施行規則第3条の3 法第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

### ○ 条例における準備書説明会の開催等に関する規定

※ 条例第16条（説明会の開催等） <参考資料1 166頁>

※ 条例施行規則第15条（説明会の開催） <参考資料1 184頁>

### Ⅲ 電子縦覧について

#### 1 背景・現状

- 方法書・準備書・評価書は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、1月間縦覧することとなっている。
- 方法書・準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、だれもが意見を提出できることとなっているが、現行制度では、縦覧場所まで行かなければ図書を見ることができない。
- こうした中、インターネットの普及等に伴い、図書の電子縦覧や、ホームページの専用フォームによる意見書の受付を実施している事業者もある。
- このため、改正法においては、これまでの縦覧方法に加え、事業者、関係都道府県・市町村のウェブサイトへ掲載する、インターネットを利用した電子縦覧が事業者に義務付けられた。

#### 2 課題

- 図書を閲覧するためには、まず縦覧場所まで赴く必要があり、さらに、限られた時間内に膨大な量の図書を閲覧するといった状況にあることから、閲覧する者の負担を軽減する必要がある。

#### 3 対応（案）

- 条例の対象事業に係る方法書・準備書・評価書（これらの要約書等を含む。）について、事業者のウェブサイトへの掲載による公表を義務付けることが適当である。

#### <参 考>

##### ○ 改正法における方法書等の公告及び縦覧に関する規定

###### ※ （方法書についての公告及び縦覧）

法第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条第1項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

###### ※ （準備書についての公告及び縦覧）

法第16条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

###### ※ （評価書の公告及び縦覧）

法第27条 事業者は、第25条第3項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

###### ※ （方法書の公表）

法施行規則第3条の2 法第7条の規定による方法書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

##### ○ 条例における方法書等の公告及び縦覧に関する規定

- ※ 条例第7条（方法書についての公告及び縦覧） <参考資料1 164頁>
- ※ 条例第15条（準備書についての公告及び縦覧） <参考資料1 166頁>
- ※ 条例第22条（評価書の公告及び縦覧） <参考資料1 168頁>
- ※ 条例施行規則第6条（方法書の縦覧場所） <参考資料1 183頁>

## IV 事後調査について

### 1 背景・現状

- 条例では、環境影響評価における、予測の不確実性を補うなどの観点から、工事中や供用後における事後調査を制度化しており、法の対象事業についても準用している。
- 評価書に事後調査を位置付けた事業者は、事後調査を実施し、その報告書を知事等に送付するとともに、1月間縦覧することとなっている。また、知事は、事業者に対し意見を述べる事が可能となっている。
- 改正法において、工事完了までの事後調査に関する報告書手続が制度化されたが、知事が関与する機会はない。
- 一方、環境省は、改正法の報告書手続とは別に条例で事後調査手続を課すことは、法に抵触することにはならないと整理した。

### 2 課題

- <引き続き、条例の規定を法の対象事業に準用する場合>
- 法の対象事業に係る事業者にとっては、実施すべき事後調査の内容そのものは同じであるが、手続的には法と条例のそれぞれを行うこととなる。
- <条例の規定を法の対象事業に準用しないこととする場合>
- 法の射程範囲は工事完了後までであり、供用後も射程内とする条例による事後調査の制度に乖離がある。また、知事の関与がなくなる。

### 3 対応(案)

- 条例における事後調査制度については、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当である。

## <参 考>

### ○ 条例における事後調査に関する手続に関する規定

- ※ 条例第9章 事後調査の実施等 <参考資料1 169～170頁>
  - ・ 工事の着手届・完了届
  - ・ 工事の着手後、評価書に記載された計画に基づく事後調査の実施
  - ・ 事後調査報告書の知事等への送付、公告・縦覧
  - ・ 必要に応じ知事が意見を述べる事が可能、環境影響評価審査会の関与

### ○ 改正法における事後調査に関する手続に関する規定

#### ※ (環境保全措置等の報告等)

法第38条の2 第27条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)は、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第14条第1項第7号ロに掲げる措置(回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る。)、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書(以下「報告書」という。)を作成しなければならない。

2～3 (略)

#### ※ (報告書の送付及び公表)

法第38条の3 前条第1項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、環境省令で定めるところにより、第22条第1項の規定により第21条第2項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により同条第1項各号に定める者(環境大臣を除く。)が報告書の送付を受けた場合について準用する。

#### ※ (環境大臣の意見)

法第38条の4 環境大臣は、前条第2項において準用する第22条第2項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第2号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

#### ※ (免許等を行う者等の意見)

法第38条の5 第22条第1項各号に定める者は、第38条の3第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第38条の2第1項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

## V 風力発電所の対象事業への追加について

### 1 背景・現状

- エネルギー源の多様化や地球温暖化対策の観点から、近年、再生可能エネルギーに対する期待が高まっており、中でも、比較的導入コストの低い風力発電施設が増加している。来年度から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されることを踏まえると、その傾向は加速されるものと予想される。
- そうした中、風力発電施設による、低周波音や、バードストライク、景観等の問題が顕在化しており、環境に十分配慮した計画立案が望まれている。
- 条例の対象事業については、平成18年度に「鉱物の掘採の事業」を追加したほかは、対象事業に追加する状況にない旨の答申を得て、現在、19の事業を対象としているが、法と同様に、風力発電施設は対象となっていない。
  - ・ 条例独自の対象事業
  - ・ 法の第二種事業であってスクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業
- 県内の一部の市においては、風力発電施設の設置による同様の問題を懸念し、環境影響評価の実施等を求めるガイドラインが策定されている。
- 改正政令において、風力発電所の設置の工事業等を法の対象事業とするため、必要な要件等が定められた。
  - ・ 第一種事業の規模要件 出力が1万kW以上
  - ・ 第二種事業の規模要件 出力が0.75万kW以上1万kW未満
- なお、法・条例が施行されて以来、本県では、法対象事業5件、条例対象事業7件について、審査・指導を行ってきている。

### 2 課題

- 風況に比較的恵まれた地域を抱える本県では、多くの風力発電施設が設置されており、今後増加する可能性がある。
- 県内においても、風力発電所による、低周波音や、バードストライク等の鳥類への影響等の問題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、風力発電所の対象事業への追加や、その規模要件を検討する必要がある。

### 3 対応(案)

- 条例の対象事業に、風力発電所の設置の工事業を追加することが適当である。
- 規模要件については、法の第二種事業規模相当とし、スクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業を条例対象事業とする、これまでの法の対象事業に対する考え方を踏まえることが適当である。

## <参 考>

### ○ 愛知県環境審議会答申（平成18年11月）

- ・ 「「鉱物掘採事業」を条例の対象事業に追加することが適当である。」
- ・ 「条例の対象となっていない他の開発事業については、土地改変の規模や環境影響の程度、県内における事業の実施状況や動向などから、当面、条例の対象事業に追加する状況にないと考えられる。」
- ・ 「条例の対象の規模要件については、事業ごとに環境影響評価手続の実施を必要とするかどうかを判断することになる環境影響評価法の第二種事業の下限を参考にしつつ、地域特性や環境の状況等を勘案して規則で定められている。この間、条例が円滑に施行されてきている状況などをみれば、現行の考え方を見直す必要性は薄いものと思われる。」

### ○ 県内の風力発電所の設置状況（平成22年3月現在）

（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構、愛知県調べ

- ・ 公共・民間の別

設置主体	設置か所	うち出力10kW以上
公共	86	3
民間	—	12

- ・ 出力10kW以上のもの

設置主体	設置場所	総出力 (kW)			稼働開始年度 (年度)
		定格出力 (kW)	基数 (基)		
民間	田原市	22,000.0	2,000.0	11	平成16
民間	田原市	10,500.0	1,500.0	7	平成18
民間	田原市	8,000.0	2,000.0	4	平成18
民間	田原市	1,980.0	1,980.0	1	平成15
民間	田原市	1,980.0	1,980.0	1	平成18
公共	豊田市	1,800.0	600.0	3	平成16
公共	知多市	1,700.0	850.0	2	平成16
民間	豊川市	1,670.0	1,670.0	1	平成18
民間	田原市	1,500.0	1,500.0	1	平成18
民間	豊橋市	1,500.0	1,500.0	1	平成18
民間	田原市	990.0	990.0	1	平成17
公共	田原市	300.0	300.0	1	平成13
民間	碧南市	250.0	250.0	1	平成3
民間	安城市	40.0	40.0	1	平成18
民間	田原市	16.5	16.5	1	平成8

## VI 大規模災害発生時の対応について

### 1 背景・現状

- 災害時における復旧事業は、人命に直接関わる問題であることから緊急に実施する必要があるが、原状回復が基本であり環境面での重大な影響は想定しづらい。
- こうしたことから、法においては災害時における復旧事業を適用除外（環境影響評価等の手続を要しない）としており、条例においても同様に規定している。
- 一方、法の規定に加えて、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」も適用除外としている自治体もある。
- 本県では、東海地震や東南海地震など大規模地震の発生が高い確率で危惧されており、こうした場合の適用除外についても、準備しておく必要がある。
- 改正法では、「国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについて」、事業計画の決定までは迅速に行うことができるよう、配慮書手続に限って適用除外とされた。

### 2 課題

- 条例の適用が除外されるのは、復旧事業である。例えば、大規模災害の発生により新たな事業を別の場所でも行う必要が生じた場合は、その緊急性は高いものの、復旧事業には該当しないことから、環境影響評価等の手続を要し、整備に時間を要する。
- こうした事業は、緊急性の高い一方で、新たな場所での事業の実施による、新たな環境影響への一定の配慮が必要である。

### 3 対応（案）

- 条例の規定を適用除外とする対象として、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することが適当である。
- こうした事業の実施にあたっては、条例の適用を除外とするが、事業者に対し、環境影響への配慮を求める必要がある。

## <参 考>

### ○ 条例における適用除外に関する規定

※ 条例第41条（適用除外） <参考資料1 178頁>

- ① 災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業  
→ 災害復旧事業及びこれと併せて行われることを要する再度災害防止事業  
通常の社会生活に復帰するための原状回復等の事業
- ② 建築基準法第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- ③ 被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業  
→ 被災市街地について一定の期間（②：1月間・③：1年間）建築制限をかけるもの  
その間に復興のための都市計画や区画整理を実施

### ○ 改正法における適用除外に関する規定

※ （適用除外等）

法第52条 ～2（略）

3 第2章の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

### ○ 「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」等を適用除外としている条例の例

※ 青森県環境影響評価条例（適用除外）

第49条（略）

2 第2章から第9章まで及び前3条の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(3)（略）

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると認められる事業

※ 福島県環境影響評価条例（適用除外）

第49条 第4条から前条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(3)（略）

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業

※ 福岡県環境影響評価条例（適用除外）

第49条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(3)（略）

(4) その他災害の防止及び人の健康の保護のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業